

# 医療法人 桂名会 名東老人保健施設 (介護予防) 通所リハビリテーション 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人 桂名会が開設する名東老人保健施設(以下「当施設」という)が行なう通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、当施設の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (施設の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 名東老人保健施設
- (2) 所在地 名古屋市名東区大針3丁目118番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、当施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 従業者  
医師 1名  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2名以上  
介護職員 3名以上  
看護職員 2名以上  
管理栄養士 2名以上 0.2以上(常勤換算)  
従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(1月1日から1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前 8時45分から午後5時45分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目午前10時から午後4時15分、2単位目午前10時30分から午前11時45分、3単位目午後1時から午後4時15分までとする。

## (通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位目 35名
- (2) 2単位目 5名
- (3) 3単位目 5名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 入浴（一般浴、特別浴）
- (2) 排泄ケア
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供、栄養改善
- (7) 口腔機能向上
- (8) リハビリマネジメント（介護給付）
- (9) 運動器機能向上（介護予防）

2 食費は、610円・おやつ60円を徴収する。

3 おむつ代は、実費徴収する。

4 日用品費は210円・教養娯楽費210円を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常のサービスの実施地域)

第8条 通常のサービスの実施地域は、名東区・千種区・天白区・日進市・長久手市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。

- (1) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第10条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めて、密接な連携体制を確保する。また、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものにする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限することがある。この場合、当施設医師は利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、かつ、事前または事後速やかに、家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明する。また、医師はその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の質の確保)

第16条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第17条 当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行うものとする。
  - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 当施設は、職員の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 桂名会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

平成26年	6月	1日改訂
平成27年	6月	1日改訂
平成27年	8月	1日改訂
平成28年	1月	1日改訂
平成29年	1月	1日改訂
平成29年	4月	1日改訂
平成30年	6月	1日改訂
令和 元年	5月	1日改訂
令和 元年	6月11日	1日改訂
令和 元年	7月	1日改訂
令和 元年	10月	1日改訂
令和 2年	2月	1日改訂
令和 3年	4月	1日改訂
令和 3年	8月	1日改訂
令和 3年	12月	1日改訂
令和 5年	7月	1日改訂